無料相談

■市民総合相談課（市役所駅南庁舎１階）【予約不要】

《くらし110番相談窓口　41番窓口》

内　容： 日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員応対）
と　き： 平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-4894
平日17:15～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280
土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。

《消費生活センター　42番窓口》

内　容： 訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員応対）
と　き： 平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-3863

下記の予約・問い合わせは 市民総合相談課（市役所本庁舎１階）☎ 0857-20-3158まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内１回です。

内　容： 法律全般（弁護士応対）
と　き： 11/7（火）・14（火）・21（火）・28（火）
13:00～15:30（定員各５人・１人30分以内）
ところ： 本庁舎
予　約： 10/25（水）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

■公正証書作成（遺言・養育費支払契約など）など相談【電話予約制】

内　容： 遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人応対）
と　き： 11/22（水）13:00～15:30（定員５人）
ところ： 本庁舎
予　約： 11/20（月）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内　容： 採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士応対）
と　き： 11/8（水）13:00～15:30（定員５人）
ところ： 本庁舎
予　約： 11/1（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内　容： 土地境界などに関すること（土地家屋調査士応対）
と　き： 11/16（木）13:00～15:45（定員３人）
ところ： 本庁舎
予　約： 11/9（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。　**※要予約**
と　き： 11月15日（水）13:30～16:00
ところ： 県庁 会議室（東町一丁目）
問 県消費生活センター（県庁第二庁舎２階東部消費生活相談室）
☎ 0857-26-7605 FAX 0857-26-8144

人権・生活相談（無料）

と　き： 10月３日（火）・10日（火）・17日（火）
15:00～17:00（定員各２人ずつ）
ところ： 人権交流プラザ（幸町151）
内　容： 人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー応対）
問 中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241 FAX 0857-24-8067
※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員が応対しています。

行政への困りごと相談（無料）

内　容： 国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員応対）
と　き： 10/11（水）・17（火）・24（火）・11/2（木）
13:30～15:00、
ところ： 10/11＝輝なんせ鳥取、10/17＝さざんか会館、
10/24＝トスク本店インフォメーションルーム、
11/2＝市役所駅南庁舎
※翌月７日までの情報を掲載しています。
問 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5542
※10月から鳥取行政評価事務所が鳥取行政監視行政相談センターに名称が変わりました。

合同行政相談
（10/16（月）～22（日）は行政相談週間です）

行政や暮らしの困りごとなど、お気軽にご相談ください。
と　き： 10月12日（木）13:00～16:00
ところ： とりぎん文化会館（尚徳町）
内　容： 道路、登記、労働、国税、年金、法律、相続、成年後見、人権、福祉、防災、終活などに関すること
参加機関： 法務局、税務署、労働局、年金事務所、鳥取県、鳥取市、社会福祉協議会、弁護士（予約制）、司法書士、行政書士、防災士、ファイナンシャルプランナー（FP）、行政相談委員、人権擁護委員
問 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5542

特設人権相談

と　き： 10月12日（木）13:00～16:00
ところ： さざんか会館（富安二丁目）
内　容： 人権問題全般（人権擁護委員応対）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。
問 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289
※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。
専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

行政書士無料相談（行政書士制度広報月間）

官公署へ提出する書類や相続・遺言、成年後見、帰化・在留申請などの相談（行政書士業務の範囲内で対応）
※当日受付、先着順
無料相談
10月14日（土）10:00～15:00　県立図書館小研修室
11月　5日（日）10:30～14:30　用瀬図書館
おはなしの部屋
問 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

土地・建物の価格や賃料等に関する相談

不動産鑑定士による無料相談です。　**※当日受付**
と　き： 10月13日（金）13:00～16:00
ところ： 駅南庁舎
問 駅南庁舎市民総合相談課
☎ 0857-20-3862 FAX 0857-26-3864

調停なんでも相談会

お金や土地・建物のトラブル、夫婦間の問題や遺産分割などの家庭内のもめごとについて、調停委員が無料で相談に応じます。
と　き： 10月18日（水）10:00～15:00　**※予約不要**
ところ： とりぎん文化会館 第５・６会議室
問 鳥取地方・家庭裁判所総務課 ☎ 0857-22-2171

労働関係機関による日曜労働相談会（無料）

と　き： 10月22日（日）10:00～15:00　**※事前予約優先**
予約締切：10月20日(金)17:15
ところ： 鳥取市文化センター
内　容： 解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、パワーハラスメントなど労働問題全般に関する相談会（弁護士、社労士などが応対）
問 労使ネットとっとり（県労働委員会） ☎ 0120-77-6010

司法書士無料相談会

と　き： 10月24日（火）16:00～18:00　**※要予約**
ところ： 県立図書館２階小研修室
内　容： 相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など
問 鳥取県司法書士会 ☎ 0857-24-7024

鳥取県弁護士会による無料法律相談

と　き： 10月24日（火）10:00～15:00　**※予約不要**
ところ： 鳥取地方・家庭裁判所
定　員： 30人程度　※当日受付順
問 鳥取県弁護士会 ☎ 0857-22-3912

鳥取市雇用促進協議会

【パソコン技能＆コミュニケーション研修】

内　容	ワード・エクセル・パワーポイント(Ver.2013)と電子メールの基礎およびコミュニケーションと職場で求められる人材になるためのビジネスマナーの基本を習得
研修期間	10月23日(月)～11月1日(水) ※8日間（土日除く） 9:30～16:30（昼休憩1時間含む）
研修会場	(株)ナレッジサポート 湖山校 駅南庁舎地下会議室
対　象	鳥取市在住でハローワークに求職登録をして積極的に求職活動中の一般求職者を優先
定　員	20人
受講料	1000円（テキスト代含む）
申し込み	研修の開催初日の１週間前までに、電話・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先へ

問 鳥取市雇用促進協議会事務局（経済・雇用戦略課内）
☎ 0857-20-3134 FAX 0857-20-3046
MAIL keizai@city.tottori.lg.jp

J2復帰に向け、みなさんの応援でガイナーレ鳥取を盛り上げましょう！鳥取県内の小・中・高・大学生は、2017シーズンホームゲームの観覧無料！

試合日程	キックオフ	対戦相手
10月　8日（日）	13:00	鹿児島ユナイテッドFC
29日（日）	13:00	FC琉球

※当月（4日以降）分と、翌月（7日まで）分の情報を掲載しています。
問 株式会社SC鳥取 ☎ 0857-30-3033

No.055 ガード博士とメープル助手の消費者トラブル講座

問 駅南庁舎鳥取市消費生活センター ☎ 0857-20-3863

架空請求ハガキにもご注意を！

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と題したハガキが届いた。内容は、「総合消費料金が未納のため、契約会社や運営会社から民事訴訟を起こされた。連絡がない場合は、原告側の主張が全面的に受理され、給与などを差し押さえる。訴訟を取り下げるには、連絡するように」というものだった。心当たりがないが、どうしたらよいか。

【アドバイス】

「利用した覚えのない請求が届いた」という架空請求に関する相談が多く寄せられています。請求手段はハガキや封書、※SMSなど様々で、「民事訴訟」「給与などの差し押さえ」など不安をあおる言葉を記載し、「訴訟取り下げ期日」を明記して連絡するよう仕向け、連絡してきた人をターゲットに、訴訟取り下げ費用として多額な金額を請求するのが手口です。

このようなハガキが届いても、相手に連絡してはいけません。判断に迷ったら、相手に連絡する前に、消費生活センターに相談してください。

※携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス

ガード博士からのワンポイント！